

令和7年度介護ロボット・ICT機器の試用貸出にあたっての留意事項

介護ロボットやICT機器導入を検討されている中で、自事業所における使い勝手や効用について事前に確認したい場合にご利用いただけます。

- 【試用貸出申込期間】 令和7年8月1日~令和8年1月30日
- 「令和6年度介護ロボットの試用貸出リスト」（テクノエイド協会 HP 掲載）の中から希望する機器を選定してください。
*みえ介護生産性向上支援センターで開催する介護ロボット・ICT 等展示会出展企業が展示された機器も必要に応じて対象とする。
- 貸出期間は、2週間～1カ月となります。（機器により若干異なります）
- 基本的に1事業所さま1回のご利用となります。
- 事前に各種状況（電源やWifi環境など）について確認させていただく中で、機器によっては貸出不可の場合もあります。
- 試用貸出後は、貸出終了日の翌日から起算し、1週間以内にアンケートを提出ください。
- 下記の「試用貸出時の留意事項」についてもご確認いただいた上で、申込みフォーム又はFAXにて申込みください。

<試用貸出時の留意事項>

- ・借用にあたって、まずは、機器の使用目的を明確にし、目的に合った使用方法等をご検討ください。
- ・借用した機器の使用にあたっては、必要に応じてご利用者及びそのご家族の合意を取ってください。
- ・借用にあたっては、機器の使い方とリスクについてのレクチャーを必ず受けてください。
- ・借用・返却の際には、破損等が無いかの確認を行ってください。破損・紛失が生じた場合は賠償責任が発生する可能性があります。
- ・事故発生時の保証に関して、以下をご確認ください。
⇒試用貸出の対象となる機器が、PL法（製造物責任法）で守られていることを確認してください。
⇒事故が起こった際は、製品に起因するのか、使い方に起因するかもめるケースがあるため、使用状況の記録を確実に行うようにしてください。
※記載項目名：対象者の身長・体重等の身体データ、普段の介護状況、使用場面、使用時・頻度、介護者付添有無
- ・申込者記載内容につきましては、借用者への連絡および匿名化した統計以外には使用しません。
- ・機器使用時の事故について、窓口相談では一切責任を負いませんので、ご承知ください。